

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長 西田 三十五
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	佐倉市 (122122)	
地域名 (地域内農業集落名)	鎭木町 (鎭木町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月23日 1回	

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は鹿島川・高崎川の2河川と佐倉城址公園や市街地に囲まれた水田を中心とした地域となっていたが、昭和30年から40年代の土地改良の時期に事業実施に至らず、一部の水田を対象とした用水設備や排水設備の設置にとどまった。そのため、十分な用排水施設や暗渠整備などが行われなかった圃場を中心に、地域の多くの圃場が耕作放棄地となっている。このような現状が長期間継続していることから、一部の地域では新規就農者や入耕作による営農が予定されているものの、農地の利活用についての抜本的な対策を検討する必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者：2人（うち50歳以下1人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）：0団体

主な作物：水稻（主食用米）、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作されている水田については、市街地と隣接している立地を生かし、有機農業の導入や通常の生産活動だけでない農業体験を含む幅広い農地の活用を実施し、営農の効率化や経営の安定化を図る。また、固定化した耕作放棄地については、畑地化や保全管理地など幅広い活用も検討し、農地の有効活用ため様々な検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者を中心に団地面積の拡大を進める。また、遊休農地の発生を抑制するため、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
自作を行う農地を除き、農地中間管理機構を活用した耕作権の設定を実施し、将来的には耕作者の入れ替えなどにより段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
稲作経営の安定化を図るため、必要に応じた用水管改修等の実施など、地域の話し合いを進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJA等と連携し地域内外から新たな経営体を募集したうえで、生産する農地をあっせんするなど農地の維持活用に向けた取り組みを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特に無し

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②有機農業や農薬・化学肥料を減らした環境にやさしい農業などを進め、農産物の高付加価値化を目指す。
- ⑦農作業への影響が発生しないよう、可能な限り、農道の草刈りや補修等の維持管理を継続して実施していく。
- ⑧農業用水設備が老朽化しているため改善に向けた話し合いを進める。

